

1

男女共同参画クイズ

クイズを通して、
男女共同参画について考えてみましょう。

でも、その前に「男女共同参画」って何か、ご存じですか？



2

男女共同参画とは

私たちが持っている「男らしさ・女らしさ」についてのイメージや考え方のことを「ジェンダー」といいます。

男女共同参画は、「ジェンダー」にとらわれず、私たち一人ひとりが対等に扱われるべきだ、という考え方です。



つまり

女だから〇〇しなさいとか、男だから××しなくちゃなど、
性別を理由に私たちの行動や考えが制限されないようにしよう、
という考え方のことです。

3

第1問

経済、教育、健康、政治の4つの分野での男女格差を数値化した
「ジェンダーギャップ指数（GGI）」というものがあります。

Q. この指数で、2018年現在、日本は世界149カ国中、何位でしょう？

A

14位

B

54位

C

110位

男女の格差がない国ほど上位になります。2018年の1位はアイスランドでした。

4

第1問の答え

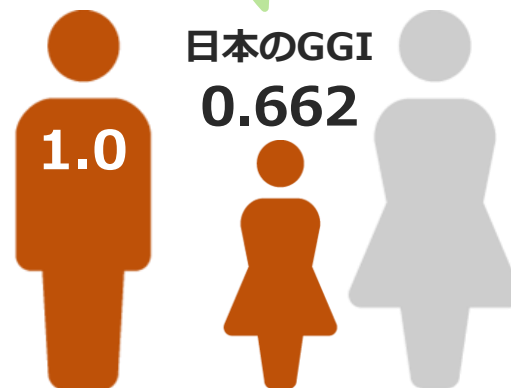
経済、教育、健康、政治の4分野での男女格差を
数値化した「ジェンダーギャップ指数 (GGI)」で、
2018年現在、日本は世界149カ国中…

C **110位**

です。

過去最低だった2017年の114位からは改善され
ていますが、**主要7カ国 (G7) では最下位** です。
特に経済、政治の分野での順位が低くなっています。

GGIは1に近いほど
男女平等を表しています。
日本のGGIは、男性の1に対して
66%ほどしかありません。

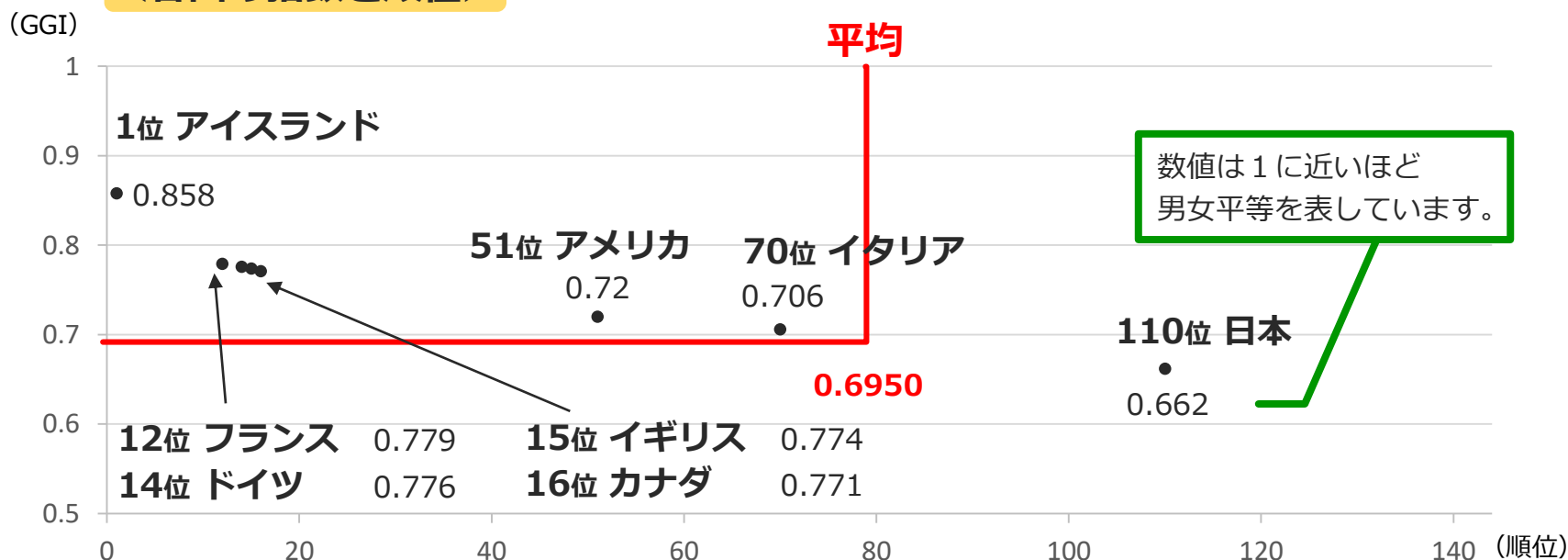


5

解説①

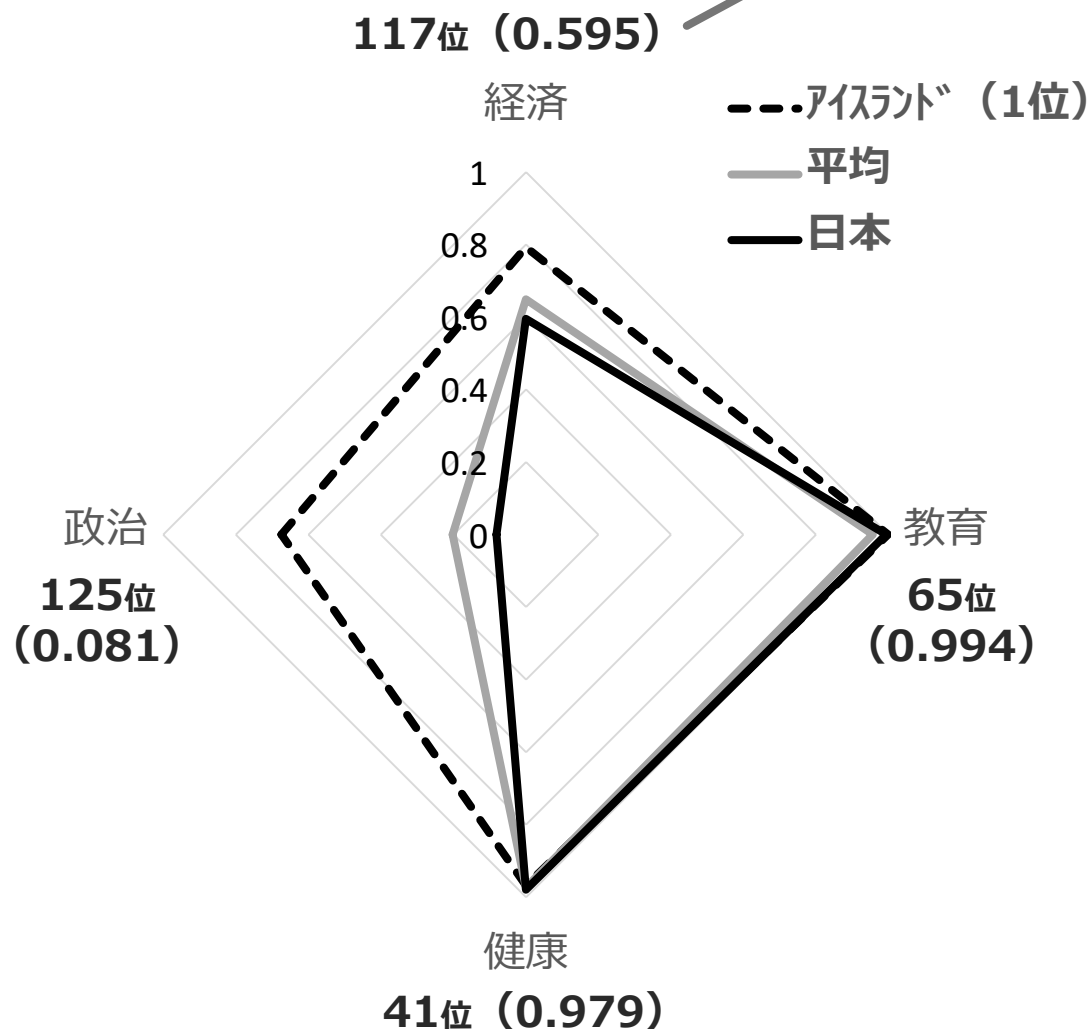
いろいろな測定方法がありますが、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（GGI）において、**日本は各国と比較しても、男女格差が大変大きい** という結果を、まず認識するところからはじめましょう。

<各国の指数と順位>



<各分野の日本の順位と比較>

各順位と数値は日本のもの。
数値は1に近いほど男女平等を表しています。



○**健康分野** 新生児の男女比率、健康寿命の男女比

○**教育分野** 識字率、初等・中等・高等教育の各在学率の男女比

○**経済分野** 労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率の男女比

○**政治分野** 国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数の男女比

● **健康分野** **41位／149カ国**

平等度はとても高いです。

日本では、小学校の教育が**初等教育**、
中学校・高等学校の教育が**中等教育**、
大学・大学院・短期大学・高等専門学校
などの教育が**高等教育**にあたります。

● **教育分野** **65位／149カ国**

識字率や初等・中等教育の在学率の平等度は高いものの、
高等教育の在学率などはまだ男女平等とはいえません。

● **経済分野** **117 位／149カ国**

女性の管理職割合が低いなどの結果、114位にとどまっています。



● **政治分野** **125 位／149カ国**

4分野の中で、最も順位が低くなっています。



8

第2問

政治分野の男女格差の是正を目的とした

「候補者男女均等法」が2018年5月に施行されました。

※正式名「政治分野における男女共同参画推進法」

Q. 2018年現在、日本の衆議院議員の女性割合は何%でしょう？

A

5.1%

B

10.1%

C

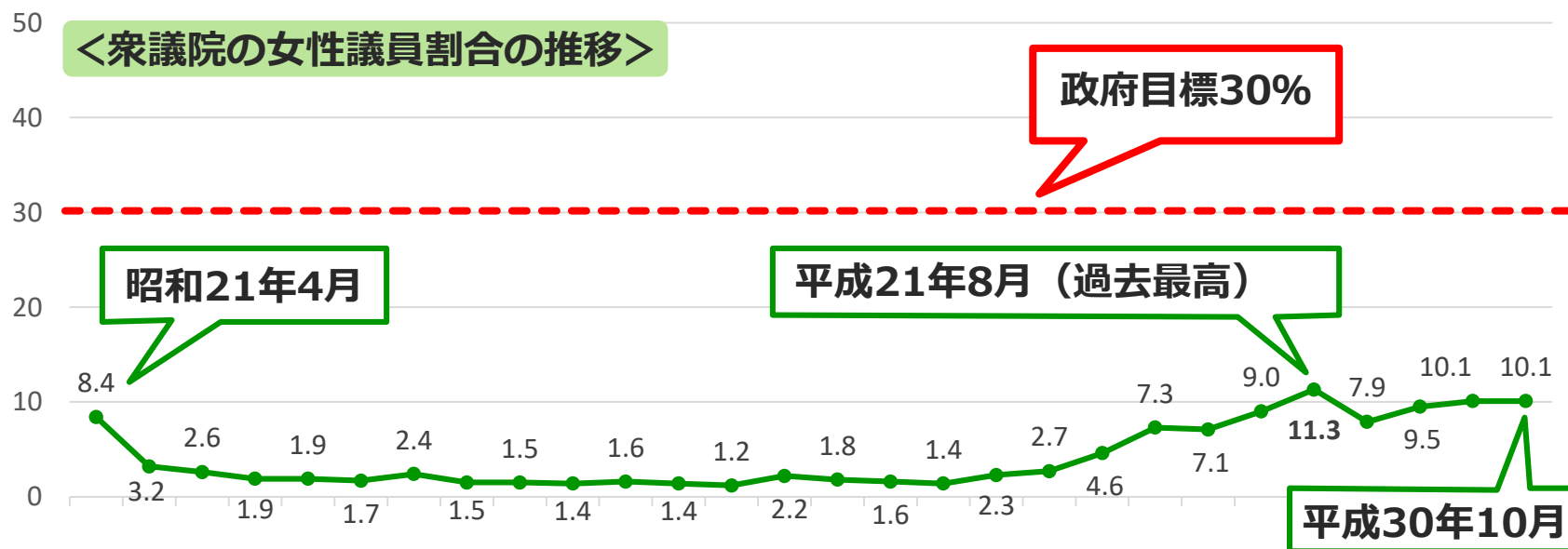
15.1%

ちなみに、中国は24.9%、韓国は17.1%です。

9

第2問の答え

2018年現在、日本の衆議院議員の女性割合は **B 10.1%** です。
 衆議院議員 **464**人中、女性は**47**人しかいません。



政治分野において女性が占める割合は、大変低い状況です。特に、衆議院議員に占める女性の割合は、初の女性議員誕生時の8.4%をなかなか超えることができない状況にありました。現在は8.4%こそ超えてはいるものの、10.1%にとどまっています。

地方議会も、全国平均は都道府県議会と町村議会が約13.46%、市議会が14.80%で、

女性が1人もいない、いわゆる“ゼロ議会”が

市(区)議会では1団体。町村議会は2団体

となり、東郷町議会の女性議員割合は31.25

% (16人中5人) とまずまずの数字ですが、

隣の日進市議会は40.00% (20人中8人) と県内の市議会で1位になっています。

県内議会の女性議員比率ランキング

順位	市議会		町村議会	
1	日進	40.00%	東浦	43.75%
2	長久手	33.33%	東郷	31.25%
3	北名古屋市	33.33%	豊山	20.00%

政治分野の男女格差を是正するため、2018年5月に、「**候補者男女均等法**」が成立し、施行されました。正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」です。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする法律です。つまり、**男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指す法律**です。



基本原則として、次の3点を掲げています。

- 1 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- 3 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。



責務等については、**努力義務であって、罰則規定はない理念法にすぎません。**

しかしながら、議会の構成員を多様にしようという意識を促すことによって、女性だけでなく、性的少数者や障がいのある方など、**多様な人々の政治参加につながり、みんなが生きやすい社会への第一歩になるのではないかと期待されています。**

<ハラスメント防止の現状と課題>

2019年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
(女性活躍・ハラスメント規制法)成立

2019年 ILO190号条約(仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する条約)採択

ハラスメントをめぐる法制度の現状

- 1 仕事上のハラスメントに対する事業主の措置義務
男女雇用機会均等法(セクシュアル・ハラスメント)
育児介護休業法(マタニティハラスメント)
労働施策総合推進法(パワーハラスメント)
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
(女性活躍・ハラスメント規制法)
セクシュアル・ハラスメントに関する国・事業主及び労働者の責務の明確化
- 3 ILO190号条約(仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する条約)
暴力とハラスメントのない労働の世界に対する万人の権利を承認



ハラスメントをめぐる法制度の課題

- ・ 措置義務の保護対象者が「雇用労働者」のみ
- ・ 法的禁止がない
- ・ ILO190号条約(仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する条約)未批准

ハラスメント

男女共同参画は女性問題ではなく、
男女問わずすべての人に関わる社会問題です。

男女共同参画社会の実現のため、
皆で取り組んでいきましょう。



パネル製作：東郷町

監修：梶山女学園大学 人間関係学部 教授 吉田あけみ